

第 3 5 回世界遺産委員会の決議を踏まえた今後の取組について

全般的方針

関係機関等の連携・協力のもと、「小笠原諸島管理計画」(以下、「管理計画」という。)の着実な実施を進め、世界自然遺産に登録された小笠原諸島の生態系の顕著な普遍的価値を維持・保全するための取組みの継続・強化を図る。

我が国への要請・奨励事項への対応について

要請事項

a) 侵略的外来種対策を継続すること。

(対応方針)

・管理計画に基づいて、既に侵入した侵略的外来種の駆除を着実に実施し、小笠原諸島の生態系に外来種が及ぼす影響の排除に努めるとともに、新たな外来種の侵入・拡散予防措置を推進する(資料 2 - 2)。

b) 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。

(対応方針)

・インフラ開発を含む各種事業の実施にあたっては、「東京都環境影響評価条例」などの関係法令等に従い、事前の適切な環境影響評価を実施する。(参考資料:「東京都の環境影響評価制度」パンフレット)また、自然環境への負の影響を回避・最小化する必要があるため、その事業の特性に応じて環境配慮措置の適切な運用(事前の慎重なチェック、実施段階での配慮の徹底、事後評価)を図る。

奨励事項

a) 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。

(対応方針)

・海域と陸域の連続性、生態系の完全性の観点から、海域における保全管理措置のあり方と強化の必要性について調査、検討を行う。なお、検討に当たっては独自のルール等により保全管理に協力している関係者との連携を強化しつつ行う。

b) 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。

(対応方針)

・モニタリング計画の策定・実施のベースとして、森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を進める(資料 2 - 3)。さらに、既存の各種モニタリング調査や研究の成果から得られた情報の集約・蓄積・共有と活用を進め、気候変動の影響に関する基礎的情報の収集と自然環境の変化の把握を行う。

c) 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。
特に、小笠原エコツーリズム協議会を強化するために、科学委員会をそのメンバーに加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。

(対応方針)

- ・各地域・ルートそれぞれの魅力を紹介するなど、観光による利用集中が起こらないようPR・普及啓発に努める。
- ・小笠原エコツーリズム協議会のアドバイザーとして科学委員会を代表して委員長に就任いただき、観光管理方針について科学委員会としての適切な助言を得る(参考資料2)。

d) 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。

(対応方針)

- ・現在行われている観光業者への規制や制度などの徹底、効果の検証、必要に応じた見直しを行う。
- ・陸域ガイドの登録制度を平成23年度より運用開始する(参考資料2)。